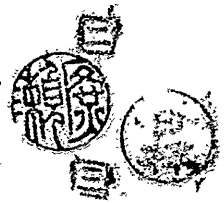


大臣



領 満密受第 二七〇七 號

軍務 第三四五

十月十九日

大

秘 申 發 第 四 四 號

樺太民政署開始以來民政施行之狀  
別冊及報告候也

明治三十八年十一月二十九日

樺太守備隊司令官山田保永



陸軍大臣寺内正毅殿

追 于 漁業處分ニ關シテハ 別途報告ニ付  
申添候也

大本營



1208

六月八日

1209

民政施行ノ状況

第

一

則ニ依リ鮭、鱒及鯨ノ漁業ヲ許可シタ	軍令第十二号ヲ以テ樺太島漁業仮規	開始ニ着手セシメタリ次ニ九月九日	コルヲシテコトニ民政署支署ヲ置キ事務	項ヲ施行セシムルコトヲ定メ同時ニ	官ヲシテ軍令第二号ニ規定シタル事	一並ニ其附近ニ民政ヲ布キ民政長	サコト、洞ロアントマリ及、ハ、ルヤパ	スルノ方針ヲ以テ八月二十ハ日コル	リ其急要ナル地域ヨリ漸次之ヲ開始	民政施行ニ関シテハ地方ノ状況ニ依	民政施行ノ状況
-------------------	------------------	------------------	--------------------	------------------	------------------	-----------------	--------------------	------------------	------------------	------------------	---------

漁業  
軍

此項益增加三諸般視察ノ目的ヲ以テ  
 各地ニ旅行スル者漸次多キヲ加ハ來リ  
 タルヲ以テ是等ニ對スル取締並ニ殘  
 留露人及土人ノ保護其他將來ノ施設  
 ニ関スル調査等ヲ為スノ必要アルヲ  
 以テ九月十四日從來ノ陸軍政署ノ管  
 區全部ニ民政ヲ布キ「ウラジロフカ」ニ  
 民政署支署ヲ「ガ」ルキノウラスコエ」ニ其  
 出張所ヲ置キ同時ニ「ルウタカ」ニコ  
 出テ西海岸ニ於ケルマウカ地方ハ漁業  
 於テ西海岸ニ於ケルマウカ地方ハ漁業

〃 關係上從來ヨリ樞要ノ地點ニシテ  
 既ニ優先權者ニ對スル處分並ニ漁場  
 〃 入札執行モ終了ニ特許ヲ受ケタル  
 者ハ各自其漁場ノ經營ニ着手スルノ  
 目的ヲ以テ西海岸地方ニ向フ者少カ  
 ラサレノ三十ラズ明年ニ對スル施設  
 トシテモ今日ヨリ相當ノ民政機關ヲ  
 備ハサルハカラサルヲ以テ此際マウ  
 カニ支署ヲ置クノ適當ナルヲ認メ十  
 月二十五日其設置ヲ公示シ署員派遣  
 準備ニ着手シ一部ハ既ニ之ヲ簡派シ  
 支署長以下今ヤ赴任ノ途ニ就ケリ從  
 來本島ニ居住セル露國人ハ我軍ノ占

領之タル當時ニ於テ彼等ノ希望ニ依  
 リ本國ニ帰還セシメタル者約五千人  
 ニシテ其餘ノ残留者ハ別紙第一号表  
 ニ示スカ如ク「ライキ」カ以南ニ於テ  
 五百人ニ滿タス右ノ外「マクン」コタニ  
 以北全部及海岸地方ニ於テ教ヶ村未  
 タ實地ノ調査ヲ為ス能ハサルモノア  
 リト虽佳民ハ固ヨリ寥寥々タリ且ツ本  
 表ニ掲ヶタル内「ルウ」タカ地方ノ露人  
 九十九名ハ本月十八日任意帰國ノ途  
 上リタルヲ以テ殘ル所ハ四百名ニ滿タ  
 ス其他別表ニ土人トシテ掲記シタル  
 者ハ「アイ」ノ種族ニシテ其數亦多カラ

テハ必要ナル注意ヲ怠ラズ不當ノ危	ハ彼等ニ對スル生命財産ノ保護ニ就	用シタルコトナシ而シテ一方ニ於テ	ヲ以テ規定ヲ設ケタルモ未タ之ヲ適	民ニ對スル刑罰令ハ軍令第二十一号	ニコトヲ期スルモノ、如シ占領地人	テ謹慎ノ態度ヲ表シ毫モ非違ナカラ	ル刑餘ノ徒ナリト雖一般ニ從順ニシ	大多數ハ殺人強盜其他重罪ヲ犯シタ	シテ頗ル安堵ノ状アリ殘留露人モ其	タルヲ喜フモノ、如ク一般ニ靜平ニ	シ日本政府ノ治下ニ生活スルニ至リ	ス彼等ハ本島南部カ日本ノ領土ニ帰
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

不	生	來	ル	ス	コ	カ	本	氏	散	ニ	官	害
利	存	日	ノ	今	ト	此	島	彼	シ	於	憲	ヲ
便	競	本	時	ヤ	ハ	盜	=	等	目	ケ	ノ	蒙
ヲ	争	内	機	去	常	獄	移	ハ	下	ル	趣	山
蒙	上	地	=	就	=	嶋	サ	元	頗	カ	旨	ル
ル	自	ヨ	際	=	彼	ヲ	レ	來	ル	如	ハ	コ
ヲ	然	リ	會	付	等	去	タ	刑	安	キ	次	ト
免	ノ	多	ニ	何	ノ	テ	ル	ノ	堵	不	第	ナ
シ	結	数	タ	等	念	其	者	執	セ	安	=	カ
サ	果	ノ	ル	ノ	頭	好	十	行	ル	ノ	徹	ラ
ル	生	移	ノ	拘	ヲ	ム	ル	ノ	状	念	底	シ
ハ	活	民	ニ	束	離	所	ヲ	目	ア	ハ	ニ	メ
キ	上	來	十	ヲ	ル	=	以	的	リ	漸	占	ン
ヲ	多	ラ	ラ	受	能	向	テ	ヲ	然	次	領	ト
豫	少	ン	ス	ケ	ハ	ハ	何	以	レ	=	當	ス
	ノ	手	將	サ		ニ	時	テ		消	時	ル



之 メ タ ル モ 此 ノ 如 キ ハ 帝 ニ 衛 生 上 憂	之 ニ 居 住 セ シ ノ 以 テ 焦 眉 ノ 急 ニ 應 セ	所 ニ 仮 小 屋 ヲ 設 ケ テ 或 ハ 天 幕 ヲ 張 リ テ	ホ ロ ア ン ト マ リ ト シ ル 現 今 本 所 ト 稱 ス ル	ハ キ 土 地 ノ 區 劃 設 定 十 カ リ シ ヲ 以 テ	來 セ シ 者 ハ 當 時 未 タ 一 時 使 用 ヲ 許 ス	ノ 通 ニ 有 之 而 シ テ 八 月 及 九 月 上 旬 渡	負 及 十 月 末 日 現 在 人 負 別 紙 第 二 号 表	迄 ニ 渡 來 セ シ 人 負 其 期 間 歸 國 セ シ 人	ヨ リ 以 來 自 由 渡 航 者 ト シ テ 十 月 末 日	本 年 八 月 當 地 ハ 自 由 渡 航 ヲ 許 サ レ シ	意 向 ヲ 有 ス ル 者 大 多 數 十 ル カ 如 シ	想 シ 明 春 ヲ 待 テ 本 國 ニ 還 ラ ン ト ス ル
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

陸  
軍  
省  
文  
書  
第  
一  
三  
九  
號

慮スヘキノミナラス諸種ノ取締上甚  
 々不都合ナルヲ以テコソ支署  
 ノ開廳ト共ニ一時使用ヲ許スヘキ  
 地ノ區劃割ニ着手シテポロア  
 ントマリニ於テ海岸ヲ去ル約一  
 丁中央低地ノ下部(現今榮町ト稱ス)及之ニ連續セル北  
 方高地ノ中央一帶道路ニ沿フタル部  
 分(現今本町ト稱ス)ニ一區劃約百坪ヲ  
 單位トシテ區劃シテテコソコソ  
 通スル道路ノ一部(現今通町ト稱ス)並  
 其北部ノ一部(現今音町梅ヶ枝町ト  
 稱ス)ヲ同様區劃シテ一般渡航者ヲシテ  
 其使用ヲ出願セシメタリ而シテ

コフハ将来ノ市街計畫ヲ願慮シ西部  
 ノ一辺隅(現今山下町ト稱ス)ノ外一時  
 使用ヲモ一切許可シタル處ナシ而シ  
 テ區劃割ノ設定セラルヤ渡來者ノ  
 多数ハ其使用ヲ熱望シタルノ結果出  
 願者ノ數ハ區劃數ニ比シ常ニ數倍ノ  
 多キニ上リ特ニ樞要ノ場所ニ就テハ  
 一區劃ニ對シ數十人ノ希望者ヲ現出  
 スルニ至レルヲ以テ可及的其人物ヲ  
 精選セントシ先ツ其性行來歴資産及  
 營業ノ資本等ヲ標的トシテ鑑査ヲ加  
 ヘ以テ最適當ト認ムル者ニ對シ之ヲ  
 特許スルノ方針ヲ取レリ蓋シ渡來者

中ニハ所謂山師的人物寡ラサルヲ  
 以テ若シ人選其當ヲ誤ルカ如キコト  
 アラニ乎帝ニ彼等ヲシテ不當ノ利益  
 ヲ墜断セシムルニ至ルノミナラス誠  
 實淳良ノ徒ヲシテ其郷ヲ所ヲ誤ラシ  
 メ延テ將來ニ於ケル本島ノ拓植上ニ  
 幾多ノ悪影響ヲ及ホスヘキ虞アルヲ  
 顧慮シタルニ依ル唯事ノ開闢草創ノ  
 際ニ係ルト内地トノ交通不便ナル為  
 選擇ノ途十分ナラス從テ或ハ玉石ヲ  
 混清シタルモノ之ナキヲ保シ難シト  
 雖而カモ其大體ヲ通シ豫定ノ計畫ニ  
 大蹉躓ヲ來サリシコトヲ信ス而シテ

案十月末日迄ニ一時使用ヲ許シタル人  
 員及區劃數別紙第三号表ノ通ニ有之  
 之ヲ要スルニ其初メ未タ土地ノ一時  
 使用ヲ許サレ以前ニ渡來セシ者ハ  
 居住スルニ家ナク又住家ヲ構フキ土  
 地ナク空ニ路頭ニ彷徨シ一般憂懼  
 ノ色アルヲ免レサリシガ今日ニ於テ  
 ハ其大多數ノ者ハ土地ノ一時使用ヲ  
 許サレタルヲ以テ差向キ頗ル其堵ニ  
 安ニスルモノ如シ  
 初メコルサコフ支署令第一号ヲ以テ  
 土地使用規則ヲ發布スルヤ渡來者ノ  
 多數ハ以為ラク土地ノ一時使用ヲ許

後

五

切組	ニテ	之ヲ	移入	ニ	今日	ニ	於テ	ハ	土	サ	レ	タ	ル	以	上	ハ	家	屋	建	築	ニ	要	ス	ル	材																																																																																																																																																															
ハ	内	地	ヨ	リ	材	料	ノ	供	給	ヲ	仰	カ	サ	ル	ヘ	カ	ラ	旨	ヲ	諭	シ	テ	之	ヲ	却	ケ	タ	リ	而	シ	テ	其	結	果	用	ノ	為	ニ	ス	ル	モ	ノ	ト	云	フ	ヲ	得	サ	ル	ヲ	以	テ	用	材	ニ	供	ス	ル	モ	ノ	如	キ	ハ	固	ヨ	リ	一	時	ノ	利	外	其	伐	採	ヲ	禁	シ	タ	リ	而	シ	テ	家	屋	建	築	一	号	ヲ	以	テ	一	時	ノ	利	用	ノ	為	ニ	ス	ル	モ	ノ	ハ	勢	濫	伐	ニ	流	ル	ノ	弊	ア	ル	ヲ	以	テ	軍	令	第	是	ヨ	リ	先	キ	樹	木	ノ	伐	採	ヲ	許	ス	ニ	於	テ	以	テ	其	希	望	ヲ	申	出	ツ	ル	者	續	出	セ	シ	ガ	料	モ	亦	拂	下	ヲ	受	ク	ル	ヲ	得	ヘ	シ	ト	是	ヲ	サ	レ	タ	ル	以	上	ハ	家	屋	建	築	ニ	要	ス	ル	材

地ノ一時使用ヲ許サレタル者ノ大部  
 分ハ家屋ノ築造ヲ了ヘ又ハ現ニ築造  
 中ニシテ榮町及本町ノ如キハ既ニ一  
 新市街ヲ形成スルニ至リ然レ共其家  
 屋タル概ネ粗造ニシテ冬期防寒ノ用ニ  
 堪ユルモノ甚タ寡ナルカ如シ是レ航海  
 カノ不十分ナル今日ニ在テハ材料ノ供給  
 ヲ完全ニ求ムル能ハサルト時漸ク洵寒ノ  
 季ニ向ヒ工事ノ急ヲ要スルコト切ナ  
 ルモノアリシニ因ルモノニシテ事止ムヲ得  
 サルニ出ツト雖此ノ如キ状態ハ冬期ニ  
 於ケル衛生上頗ル憂慮スヘキモノナルヲ  
 以テ之ガ應急ノ措置トモテ各村落ニ散

陸

陸

在スル元露人ノ居住セシ家屋ニシテ現ニ官  
 憲ノ保管ニ属スル空屋ヲ一時使用セシ  
 メントシ軍令第二十七号ヲ以テ家屋一  
 時使用規則ヲ公示セシガ現ニ空屋ニ属  
 スルモノハ地僻限ニ位シ商業ノ立脚点  
 トシテハ目下ノ所殆ト其見込ナキヲ以テ  
 防寒ノ準備不十分ナルニ拘ハラズ自己ノ家  
 屋ニ扱リテ越年ノ計ヲ為サントシ其然ラ  
 サル者ニアリテモ單ニ家屋ヲ借受ケ徒食  
 センヨリハ寧ロ帰國スルヲ以テ得策ナリト思  
 惟スルモノノ如ク其結果希望者ハ意外ニ  
 少数ナルカ如シ  
 渡來者ノ増加スルニ伴ヒ營業ヲ為ス者



亦漸ク多キヲ加フルヲ以テコルサコ  
 フ支署令第二号ヲ以テ營業取締規則  
 ヲ制定セシメタリ左レド當時ノ營業  
 者ハ仮小屋又ハ天幕内ニ少許ノ物品  
 ヲ羅列販賣スルノニテ他日土地ノ  
 使用ヲ許サレタル曉ニ於テ店舗ヲ建  
 設シ以テ真手ニ營業ヲ始メントスル  
 過渡時代ニ於ケル準備的行動ニ過キ  
 升ルヲ以テ之ニ對シ取締規則ヲ履行  
 スルハ聊カ酷ニ失スルノ嫌アルニテ  
 ス居所ノ不定ナル者ニ營業ヲ許スハ  
 取締上ノ完璧ヲ期シ難キヲ以テ固定  
 ノ居所ヲ構フル迄姑ク之ヲ看過セリ

卷

五

ヲ	備	必	一	如	ル	營	十	來	之	異	築	其
開	へ	要	二	キ	如	業	八	十	許	十	造	後
始	夕	十	コ	特	ク	者	人	月	可	ル	ス	土
シ	ル	ル	レ	種	ニ	ノ	ニ	末	ヲ	ア	ル	地
タ	モ	規	ア	ノ	シ	種	及	日	受	ル	ト	ノ
ル	現	定	リ	業	テ	類	ヘ	迄	ケ	ニ	共	一
者	今	ヲ	タ	務	医	ハ	リ	ニ	シ	至	ニ	時
ナ	マ	設	ル	ニ	業	別	之	ム	ム	リ	營	使
シ	テ	ケ	ヲ	従	ノ	紙	ヲ	ヘ	ハ	タ	業	用
各	ハ	豫	以	事	如	第	許	ク	督	ヲ	ノ	ヲ
種	未	メ	テ	セ	キ	四	可	ク	勵	ヲ	状	許
ノ	夕	之	軍	ニ	新	号	セ	督	ヲ	テ	態	サ
商	之	カ	令	ト	聞	表	シ	ヲ	加	此	亦	レ
品	カ	取	ヲ	ス	紙	ニ	者	ハ	爾	機	前	家
ハ	業	締	以	ル	業	掲	百	者	乘	ニ	日	屋
略	務	ニ	テ	者	ノ	ク	七	者	乘	ニ	ニ	ヲ
ホ												

島	渡	モ	倍	セ	物	夕	ト	ニ	ル	大	者	備
し	來	亦	内	ス	價	ル	ノ	志	モ	十	ハ	ハ
へ	者	之	外	ト	ハ	ヲ	教	ス	ノ	几	一	リ
旅	ノ	ニ	ノ	雖	商	免	ハ	者	、	企	時	タ
行	漸	準	高	之	品	シ	其	十	如	畫	ノ	ル
セ	次	セ	値	ヲ	ノ	ス	常	ル	ク	ハ	顧	ヲ
ニ	増	リ	ヲ	内	種	ス	例	ヲ	又	之	客	見
ト	加		保	地	ニ		ヲ	以	渡	ヲ	ヲ	ル
ス	ス		テ	ニ	依		轉	テ	來	他	求	然
ル	ル		リ	比	リ		ニ	需	者	日	ム	シ
者	ニ		勞	ス	固		商	用	ノ	ニ	ル	共
亦	伴		働	レ	ヨ		況	者	多	讓	ニ	目
漸	ヒ		者	ハ	リ		從	ト	教	ラ	甘	下
ク	内		ノ	概	一		テ	供	ハ	ン	ミ	ノ
多	地		賃	ネ	定		不	給	商	ト	テ	營
カラ	當		金	ニ			振	者	業	ス	遠	業

壺  
S. 100

ハ	牛	ニ	六	タ	セ	合	ヲ	フ	ヲ	官	ニ	ニ
食	馬	不	百	ル	リ	十	制	支	釀	憲	於	ト
用	ハ	都	九	件	而	シ	定	署	生	ノ	テ	ス
ト	本	合	十	数	シ	ト	シ	令	ス	施	ハ	ル
ニ	島	ノ	七	二	テ	認	旅	第	ル	設	或	ノ
テ	ニ	行	人	百	テ	ム	行	三	ノ	ヲ	ハ	状
島	於	為	二	八	雨	ル	ノ	号	虞	妨	危	又
民	テ	ア	達	十	來	者	目	ヲ	ア	害	險	リ
ノ	ハ	リ	セ	月	十	ノ	的	以	ル	ニ	ノ	若
生	農	シ	モ	末	月	三	確	テ	ヲ	其	巷	シ
活	業	ヲ	之	日	末	三	實	内	以	他	二	之
上	用	認	カ	迄	日	對	ニ	地	テ	諸	行	ヲ
最	運	メ	為	二	迄	シ	シ	旅	コ	種	徨	放
モ	搬	ス	ニ	テ	二	之	テ	行	ル	ノ	シ	任
重	用	別	別	此	許	ヲ	不	規	サ	弊	或	ス
要	又			人	可	許	都	則	コ	害	ハ	ル

号	ハ	レ	ク	若	者	ヲ	放	期	於	以	一	十
ヲ	カ	將	餓	シ	ニ	收	置	シ	於	テ	犬	九
發	ラ	來	死	然	於	集	サ	タ	ケ	牛	要	モ
布	サ	ニ	ス	ラ	テ	ス	レ	リ	ル	馬	務	ノ
セ	ル	於	ル	ス	槽	ル	タ	シ	蓄	ノ	十	ニ
シ	所	ケ	ニ	ト	ニ	ノ	ル	ガ	殖	本	ル	属
ガ	十	ル	至	ス	之	方	無	露	ノ	島	ヲ	ス
其	ル	本	ル	ル	ヲ	法	主	人	基	外	認	ル
取	ヲ	島	ヲ	モ	掠	ヲ	ノ	帰	礎	移	メ	ヲ
押	以	ノ	免	冬	奪	講	牛	還	ヲ	出	第	以
出	テ	畜	レ	期	ス	セ	馬	ノ	失	ヲ	一	テ
願	軍	産	サ	ニ	ル	サ	頗	結	ハ	禁	着	之
者	令	上	ル	際	ノ	レ	ル	果	サ	シ	ニ	カ
ハ	第	看	ハ	ニ	虞	ハ	多	各	ラ	將	軍	保
甚	十	過	ニ	恐	ア	ク	所	所	ン	來	令	護
夕	五	ス	是	ラ	リ	之	ニ	ニ	コ	ニ	ヲ	ハ

盜

軍

多ク許可セシ人負百九十六人ニ達セ  
 リ而シテ十月末日迄ニ取押ヲ為シテ  
 届出テタル者二十四人此牛馬數二百  
 八十四頭ニシテ之ヲ取押ヲ許セシ人  
 負ニ比スル甚ク少数ナルガ如キモ這ハ  
 許可ヲ受ケタルノミニテ實際取押ニ從  
 事セサル者モアルヘク又現ニ取押ニ  
 從事シツアル者モアルヘキヲ以テ目  
 下專ラ調査中ナリ而シテ是等ノ牛馬  
 ニ付テハ冬期間ニ於ケル飼育ノ方法  
 ニ関シ當初ヨリ之カ講究ヲ怠ラズ取  
 押ヘシメタル牛馬ノ一部ハ民政署地  
 方費ヲ以テ之ヲ飼養シ濫ニ屠殺スル

コトナク蕃殖用ニ適スル牝牛馬ハ出  
 來得ル限リ完全ニ保存スルノ方針ヲ  
 以テ九月下旬ヨリ牧草並麥類ノ刈取  
 ニ着手シタルモ季節少ク後レ遺憾  
 ニモ充分ノ飼料ヲ得ルノ見込ナカリ  
 シヲ以テ北海道ヨリ燕麥並牧草ヲ購  
 入シテ之ヲ補ヒ以テ約一千頭ノ牛馬  
 ヲ明年五月マテ飼育スルノ準備ヲ為  
 セリ而シテ是等ハ現ニ官憲ノ保管ニ属  
 スル家屋並ニ厩舎ノ具備セル適當ナ  
 ル村落二三ヶ所ニ收容スルノ計畫ヲ  
 立テ目下着々進行中ナリ  
 道路ヲ開キ運輸交通ノ利便ヲ進ムル

西	近	シ	ノ	央	許	コ	ト	ハ	來	手	遂	コ
海	ノ	其	横	ニ	シ	フ	マ	此	物	ス	ヶ	ト
岸	在	他	通	幅	家	ニ	リ	際	資	ル	一	ニ
ニ	來	ホ	リ	十	屋	向	ノ	急	ノ	ヲ	定	関
於	ノ	ロ	ヲ	二	ヲ	フ	海	施	運	要	ノ	シ
ヶ	道	ア	開	間	建	所	岸	ヲ	輸	ス	順	テ
ル	路	ン	キ	ノ	築	即	ヨ	要	上	ハ	序	ハ
樞	ノ	ト	以	一	セ	千	リ	セ	其	キ	方	追
要	大	マ	テ	線	シ	土	高	シ	最	モ	法	テ
ノ	小	リ	應	ヲ	メ	地	地	ヲ	モ	差	ヲ	必
地	破	及	急	通	タ	ノ	ヲ	以	喫	向	立	要
点	ヲ	コ	ノ	之	ル	一	テ	テ	緊	キ	テ	十
々	修	ル	施	之	サ	時	ホ	ホ	十	人	然	ル
ル	繕	サ	設	二	コ	使	ロ	ロ	ル	馬	ル	調
マ	セ	コ	ヲ	数	フ	用	ア	ア	モ	ノ	後	査
ウ	リ	附	十	條	十	ヲ	ン	ン	ノ	往	著	ヲ



南 半 部 ノ 我 領 有 ニ 歸 ス ル コ ト ノ 確 定	テ 最 モ 必 要 ナ ル モ ノ 十 ル ヲ 以 テ 本 島	向 フ テ マ ウ カ ニ 至 ル 一 線 ハ 將 來 ニ 於	リ ジ 子 一 及 ダ ル 子 一 ヲ 經 テ 直 ニ 西	ラ ジ ミ ロ フ カ ノ 南 方 ニ 交 テ 分 岐 シ ブ	ヨ リ 十 イ ブ 干 ニ 至 ル 中 央 幹 線 ヨ リ ウ	ヲ 開 ク ノ 急 要 ナ ル ヲ 認 メ コ ル サ コ フ	ヲ 以 テ 陸 上 ヨ リ サ ク ク モ 一 ノ 交 通 路 線	ハ 到 底 忍 フ 可 ラ サ ル 不 便 ノ 状 態 ナ ル	平 時 ト 虽 一 ニ 海 上 ニ ノ 依 ル カ 如 キ	期 航 海 ノ 途 絶 ス ル 場 合 ノ 不 便 ハ 勿 論	シ 陸 上 ヨ リ ス ル 通 路 ハ 殆 ト 之 十 ク 冬	カ ニ 對 ス ル 交 通 ハ 從 來 一 ニ 海 上 ヨ リ
--	--	--	---	--	--	--	---	--	---	--	--	--

陸

車

信	キ	難	ニ	於	コ	寡	テ	相	作	相	ハ	ス
及	望	ナ	シ	テ	ト	カ	延	遭	業	向	ダ	ル
電	アル	カ	テ	ハ	ハ	ラ	長	フ	ヲ	フ	ル	ヤ
話	ノ	ラ	此	樵	望	ス	約	ニ	開	テ	子	直
ヲ	モ	モ	間	ヲ	ム	固	十	至	始	進	ト	ニ
架	人	人	ニ	通	可	ヨ	五	レ	シ	マ	ヨ	組
設	馬	ノ	数	ス	ラ	リ	里	リ	約	シ	リ	ノ
シ	ノ	交	ヶ	ル	ス	自	密	此	二	之	他	測
通	交	通	所	コ	ト	由	林	道	十	之	ノ	量
信	通	ヲ	ノ	ト	虽	ニ	ヲ	路	日	二	一	負
ノ	道	驛	驛	ヲ	冬	車	拓	ハ	間	追	ハ	ヲ
便	路	傳	得	得	期	馬	キ	幅	二	隨	マ	派
ヲ	ニ	ヲ	ヘ	ヘ	ノ	ヲ	タ	四	シ	シ	ウ	遣
計	依	置	キ	見	雪	通	ル	間	テ	テ	カ	シ
ル	テ	キ	見	込	路	ス	ル	ニ	東	伐	ヨ	一
ノ	電	得	込	込	ニ	ル	所	シ	西	木	リ	

企圖ヲ實行セントス  
 本島ニ於ケル鑛物ニ関シテハ川崎技師  
 ヲシテ實地調査ニ從事セシメタリシ  
 モ交通困難ナルノミナラス時亦沍寒ノ  
 節ニ入りタル為メ未タ廣ク且ツ精細  
 ニ調査ヲ了スルニ至ラス唯コルサコ  
 フヨリナイブキニ至ル中央部、ナイブ  
 キヨリセララコニ至ル東海岸ノ一部  
 セララコヨリ西海岸クシナイニ至  
 ル附近及クスンナイノ南北海岸地方  
 數里ノ間ハ九月下旬以來五十餘日ニ  
 シテ大略實査セシメタリ其復命ノ大  
 要ハ別ニ報告ス

農業ニ関スル調査ハ特ニ札幌農學校  
 教授南農學博士ニ囑託シテスヤ、十  
 イブキ兩河ノ流域附近及西海岸マウ  
 カヲ視察セシメタリ其結果是等ノ地  
 方ハ地味氣候等農學上ノ天然要素ニ  
 欠クル所ナク頗ル農牧ニ適シ就中最  
 モ小麥ノ產地トシテ將來有望ナルコ  
 トヲ認メタリ其詳細ナル事ハ別ニ報  
 告ニ及フハク猶拓地植民ノ事ニ関シ  
 テハ目下調査攻究中ナリ  
 衛生ニ関スル諸種ノ設備ハ今遽ニ之  
 ヲ施クニ至ラスト雖差當リ病院ヲ開  
 設シテ一般患者ヲ治療スルハ急中ノ

テ	サ	十	如	虞	通	赤	小	第	來	二	二	急
船	ル	ル	キ	斯	頻	痢	樽	五	十	棒	著	十
ノ	モ	今	コ	カ	繁	病	函	号	月	太	ス	ル
入	ノ	日	ト	ラ	十	猖	館	表	末	南	ル	ヲ
港	ア	ニ	ア	ス	ル	癩	及	ノ	日	部	ヤ	認
毎	ル	於	ラ	若	當	ヲ	青	如	迄	病	九	メ
ニ	ヲ	テ	ハ	シ	時	極	森	シ	ニ	院	月	民
醫	以	ハ	衛	一	ニ	メ	地	治	治	ヲ	五	政
師	テ	其	生	朝	在	ツ	方	療	セ	開	日	長
ヲ	之	慘	的	其	テ	、	ニ	セ	セ	設	ヲ	官
派	カ	禍	設	侵	ハ	有	ハ	シ	リ	セ	以	ノ
遣	防	想	備	襲	病	之	八	患	而	リ	テ	コ
シ	遏	察	ノ	ヲ	毒	彼	九	者	シ	而	直	ル
テ	策	ニ	不	被	輸	我	月	数	テ	角	ニ	サ
檢	ト	堪	完	ル	入	ノ	ノ	別	テ	同	地	コ
	シ	ハ	全	カ	ノ	交	交	紙	角	地	コ	コ

船隻  
検査

疫ヲ施行セシテ幸ヒ今日ニ至ル迄傳  
 添病惠者ハ勿論其疑ハシキモノヲモ  
 未夕發生セシコトナシ  
 渡來婦女ニシテ醜業ヲ營ムノ疑アル  
 モノ多キヲ以テ之カ檢徽ノ必要ヲ認  
 ヲコルサコフ支署令第五号ヲ發布シ  
 爾來毎月二ノ日ヲ定日トシ健康診断  
 ヲ施行シツ、アリ其成績ニ依レハ有  
 毒者ノ數ハ比較的多キモ目下入院セ  
 シムハキ設備不十分ナルヲ以テ其重  
 症者ニ限リ入院ヲ命シ輕症ナル者ハ  
 通院セシムルニ止メ一面憲兵ヲ以テ  
 其取締ヲ為サシメツ、アリ

密賣淫婦ヲ杜絶スルニハ公娼ヲ許ス	ニ如クナキヲ以テ既定區劃ノ一部ヲ	以テ之ヲ遊廓地ニ宛テ當業者ニ其使	用ヲ特許セリ此人負ハ人ニシテ現ニ	開業中ノ者ニ戸他ハ何レモ開業準備	中ナリ	民政施行以後十月末日迄ニ憲兵ニ於	テ取扱タル警察事故別紙第六号表ノ	如シ
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-----	------------------	------------------	----

陸軍

第一號

殘留露人及土人人口表

村名	露人人口	土人人口	計
メレイ			
アリキルレリ大カヤパーチ			
サウイナパーチ			
ホロヤントマリ			
コルサコフ	二九		二九
サオスチヤノフスコエ			
ペエルワヤパーチ			
フタラヤヤパーチ	三		三
トレエチヤパーチ	二		二
ワロウイヨフカ			
ミツリヨフカ	一一		一一

1239



ルウタカ	アスタキ	ススヤ	知り子エ	ブリ子エ	トロイツコエ	ベレズニヤキイ	ノオアレキサンドロフスコエ	ルゾオエ	ウラジミロフカ	バリシヤエラニ	ホムトフカ	リストウエニチノエ
三 五					六		二 四	六	七 二			
三 五					六		二 四	六	七 二			

第一ワスケレセシスコエ	三二		三二
第二ワスケレセシスコエ	三一		三一
ペトロパウロフスコエ	二五		二五
ブラゴウエンチエシスコエ	二五		二五
ルウタカ河口			
クレストイ			
バリシオエタコエ	三六		三六
ハセレチンスコエ			
マアロタコエ	一一		一一
ガルキノウラスコエ	三		三
マロウエチキノ			
ドブキー	一五		一五
ナイブチ			

陸

陸

ア ホ ッ ト ヌ コ エ	二 二		二 二
ア イ	一	二 〇	二 〇
サ カ イ ハ マ	一	四 七	四 七
タ コ エ	一	三 三	三 三
イ ロ ノ フ ス コ エ	一		
ス パ ス コ エ	一		
ポ ク ロ フ ス コ エ	一 七		一 七
ア ト ラ ド ー エ	一		
カ ガ シ ヌ コ エ	一		
ズ キ ア メ シ カ	一		
ロ マ ノ フ ス コ エ	三 二		三 二
ニ コ ラ エ フ ス コ エ	一 五	一 三	一 八
ク ラ ス ノ レ エ キ エ シ ヌ コ エ	一		



1244

ノ相違ナキヲ保セス

陸

陸

第二號

自由渡航者ノ渡來、歸國及現在人負表 十月末日現在

渡來人負 歸國人員 現在人負

男 女 計 男 女 計 男 女 計

二、九五三	二一四	三、一六七	二、二七二	八〇	二、三五二	六八一	一三四	八一五
-------	-----	-------	-------	----	-------	-----	-----	-----



第四節

諸營業者數		業名	人負	業名	人負
	五	物品卸賣業	雇人口入業		二
	一	倉庫業	湯屋		三
	八	運送業	理髮業		四
	一一	宿屋業	洗濯業		一
	一四	料理屋業	貸座敷業		二
	二一	藝妓	娼妓		二
	八	請負業	製炭業		五
	八三	物品小賣業	雜業		一二
	三	物品製造業	合計		一九七
	一	寫真業			
	一一	飲食店			

陸

軍



第五號

棒太南部病院ニ於テ患者數

開院以來  
至十月末日

民政署員	男	八	女	一	計	九
	男	八	女	一	計	九
人 民	男	三	女	五	計	八
	男	三	女	五	計	八
合 計	男	一一	女	一六	計	二七
	男	一一	女	一六	計	二七

院

員



説	論	止	メ	タ	ル	モ						
放置ノ露馬ヲ妻リニ使役スル者	穢リニ軍隊ヨリ雜品ヲ買入シタル者	官署ノ受付ニ對シ暴言スルモノ	通行ヲ妨害セントスルモノ	入浴料ニ暴利ヲ貪リタルモノ	密航上陸ニ關スルモノ	漏出米ヲ拾得セルモノ	荷馬車ヲ取スルヲ怠リタルモノ	乱醉者	埋没、斃馬ヲ掘出シ食料為メ肉ヲ取リ居ル者	穢リニ空家ニ宿泊シタルモノ	穢リニ馬鈴薯ヲ掘り取ルモノ	店舖前ニ穢リニ放尿スルモノ
二〇	二	一	二	一	一	一	一	一	三	一	五	六
二〇	二	一	二	一	一	一	一	一	三	一	五	六

合計	計	小		其他	雜	盜	盜	渡航者	猥	露兵ノ遺棄セル軍用品拾得者	飲食物ニ覆蓋ヲキ居ラサルモノ	猥リニ家屋附近ニ火ヲ禁クモノ
		犯罪	重罪									
	雜	說論ニ止メタルモノ										
三一八	三九	二七五	三	一	二七	二	一〇	六七	一	四	三	一三
三		一	二					一				
三二一	三九	二七六	五	一	二七	二	一〇	六八	一	四	三	一三

1252

五

陸軍省 満密受第二一六 號

明治三十九年四月廿八日

關東統制府參謀長 落合豊三郎

陸軍次官 石本新六 殿

別冊據り軍政ヲ實施スルニ被定貴問為参考及送附也

陸軍省

六四世回

第六號

軍事部 第一〇五号

五月七日

秘

1525

1253

秘

軍政實施要領  
會

軍政執行ニ関シ遵守スベキ事項ハ今迄既ニ令達訓示或ハ口  
 達セシ所ナリト雖モ尙ホ主旨ノ徹底セサルモノアルヲ恐レ茲ニ之ヲ蒐  
 集敷衍シテ一書トナシ軍政實施要領ト名ケ以テ各軍政官  
 及軍務官ニ頒ツ各官ソレ之ニ據リテ軍政ヲ執行シ以テ其成  
 効ヲ期スヘシ

明治三十九年四月

關東總督男爵大島義昌

# 甲 綱 領

第一、軍政署(軍務署ヲ含テ以下同之)ノ本務ハ其管内ニ於ケル軍政ヲ掌リ  
 居住民ノ保護ニ任シ我軍隊及人民ト清國官民トノ間ニ在  
 テ交渉折衝ノ任ニ當ルモノトス但領事館ノ設置アル地ニ於テ領  
 事ノ職域ニ干涉スルコトナシ

第二、軍政執行ノ基準ハ專ラ軍事上ノ目的ヲ達成シ我利推  
 ヲ獲得擁護シ居住民ノ發展ヲ期スルニ在リ故ニ其局ニ當  
 ルモノ常ニ注意シテ此ノ軌道外ニ逸出セサルヲ要ス

第三、軍政執行ノ方針ハ積極的タルヘキモ事情ノ許ス限リ地方  
 主義ヲ採リ清國官民ニ對シ温和懷柔ヲ努ムヘシ但我利權  
 ヲ獲得スヘキ好機アラハ之ヲ逸スルコトナク又軍事上ノ目的ヲ達  
 成スルニ有益ナルモノ之ヲ断行スルヲ要ス



第四、以上ノ目的ヲ達成スル手段ノ概要次ノ如シ

一、軍事上有益ナル事項ノ施設補助及擁護

二、居住民ノ取締信用ノ獎勵及獨占事業ノ排除

三、土民ノ啓發指導及日語教授

四、地方衛生ノ督励及屠獸場ノ設置

五、殖林ノ勸奨、道路橋梁其他公益事業ノ督励

六、神社佛閣ノ保護

七、賞罰

八、憲兵及守備兵トノ協同

以上ノ手段ハ手段ノ大要ニシテ、此外百般ノ手段ヲ盡クシ又民情ヲ視

察シ地方農商工業等ヲ調査シ成效ヲ期スルヲ要ス

第五、管口軍政署ハ他ノ地方ト異ナルモノアリト虽モ努力シテ本綱領ニ

準據スルモノトス



任官

關係

八號

長下

任不

業及

1258

第三五

兵站ノ師管ト作戰軍トノ連絡ヲ保持スルニモ其任務ハ在リ如シ

一 野戰軍ノ作戰力ヲ常ニ保持スルニ必要ナル人馬及物品ヲ背後ヨリ輸送スルコト

二 凡テ野戰軍ヲ後方ニ遷送スル人馬物品例之ハ患者傳染破損若クハ剩餘ノ兵器被服裝具及戰利品等ヲ輸送スルコト

三 野戰軍ニ往來スル人馬、兵站部管區内ニ在ル間ハ之ヲ宿泊セシメ之ニ給養シ患者及病馬ニ療養ヲ與フコト

四 兵站部ノ管區内ニ於ケル連絡線ヲ保持シ且確實ナラシメル為メ陸路水路橋梁鐵道、電信線及郵便線路ヲ保護シ修繕若クハ新設シ守備兵ヲ所要ノ地點ニ配布シ連絡線ヲ防禦シ其他兵站路上及其管區内、警察事務ヲ掌ルコト

五 占領地ニ在リ行政主任ノ官廳ヲ置ケル間其他ノ管區法ヲ以テ其行政ヲ為スコト

六 兵站司令官ハ敵國ニ在テハ所要ニ從ヒ管區内ノ民政上ニ干渉スルコトヲ得凡テ軍ノ利益ニ關シ地方行政官吏ヲ服從セシムルヲ要スルノ管區、利用上地方ノ事情ヲ熟知シ且我ニ帰服スル住民ヲ選ビ行政ニ參與セシメハ終始便益多クナル

平時ノ邊シタル今日ノ於テ土地生産地ノ厚復ノ經理部ニ任セシムルヲ可トス

管内旅行ノ事ヲ管掌ス

明治三十九年三月九日閣議決定第四四号  
同 府令庚午第...

七、領事館ナキ地ニ於ケル軍政官ハ殆ント領事ノ職權ヲ兼不行、但領軍同

稱ノ裁判權ナシ

八、軍政官ハ綱領第一ニ示セル如ク彼我ノ媒介者タル以テ常ニ相互ノ意思

ヲ疏通シ交渉事件ノ円満ヲ期スルヲ要ス

九、施政ノ方針ハ積極タルニシテ雖モ思慮周密ヲ欲キ外交上ノ事端ヲ醸

成スル如キハ深ク慎マサルヘカラズ

十、凡ソ新領地ノ施政ハ動モスレハ土民ヲ無視シ其地方ニ於ケル總テノ

事業及利権等ヲ強奪的ニ收取セントスルノ傾ナレトセス之レ決シテ適当

ノ方法ニアラス抑モ滿洲ノ地ハ之レヲ領地ト去フヲ得ザルモ施政ノ方針

ハ我領地同掃ニシテ事情ノ許ス限、地方主義ヲ採リ土民ヲ基礎

トスヘシ此ノ如キハ不知不識ノ間ニ侵害利ヲ得有シ且ツ次期戰爭ノ際

得ル所決シテ少カラサルヘシ是レ之ニ及シ土人ノ怨惡ヲ受クルヲアラシカ今

日ノ友ハ他日ノ仇ニシテ次期戦争ノ際土民相率テ露探トナルモ亦知ルヘカラス

### 第二、居住民ノ取締

一、目今關東洲外ニ我居住民ノ營業ヲ許セルハ決シテ開放ヲ意味スルテラス我軍隊ニ利便ヲ與ヘシカ爲アリ即チ一種ノ御用商人ニシテ特別ノ酒保商人ト云フモ可ナリ之レ我帝國民ニシテ營業ヲ許可シテ他邦人ノ居住營業ヲ許サル所ナリ

二、一定ノ職業ヲ有セザル者ノ居住ヲ許可セザルモ亦前項ノ主旨ニ外ナラス特ニ馬賊ニ于テ係スル輩ノ如キ最排除スベキナリ又文明的事業ト云フニ此主旨ト相容シサレモノハ之ヲ聽許スルコトナシ

三、然レトモ敢テ前項ノ主旨ニ拘泥シテ我事業ノ發展及利権獲得ヲ猶豫スベキニアラス又一種ノ御用商人タリト云フソ故ヲ以テ我需用品ノ何レヲ問ハス之ヲ彼ニ取ルモ亦避クキナリ而シテ我軍隊官衙ノミヲ得意トスル居住營業ハ絶対ニ禁止スルニアラサルモ清國人相手ノ

(四)

事業ニ在テハ進シテ之ヲ幫助スルヲ要ス

四、我居住民ヲシテ協會ヲ設ケ相互ニ親睦協和シ且調査研鑽セシムル等ハ居住民ノ保護及取締上便益ナル方法ニシテ獎勵スヘキ事項トス

五、然レモ後々協會ノ美名ヲ取リテ陰ニ營利ノ手段トスルモノアリ注意セサルヘカラス營利的結社ハ此協會ト判然區別シ相紊ルコトナキヲ必要トス又協會ニ下級行政事務ノ一部ヲ一任スル如キハ最不可ナル所トス

六、由來清國ノ民信用ヲ重シズ我居住民居レ一タヒ土民ノ信用ヲ失スルトキハ將來ノ經營ヲ妨害スルコト歎カラス故ニ深ク注意シ信用ヲ重シセシム

七、信用ヲ重シセシムル手段トシテハ或ハ協會ニ責任ヲ負ハシメ或ハ清國民トノ合同事業ニ登記ヲ經セシメ又破産恥者ニ退去

明治三十八年十月五日  
陸東兵站監訓示

ラ峻行スル等アラユ方法ヲ用エシ

又紳士紳商ノ行爲ハ其固スル所多大ナルキヲ以テ殊ニ之ヲ戒メ且  
賤業者ト劇然ニ區別シ廉アル公會ニ場合ヲモ顧ミズ醜業婦ノ  
主人ヲ混入シ醜業婦ヲ近クカ如キハ之ヲ避クルヲ要ス

八、居住民ニ獨占的營業ヲ許容スベカラス一事業ヲ獨占セシムル  
トキハ通商其發達ヲ妨ケ且弊害續出スルモノナレハナリ但競争  
ノ結果自然ニ生スル獨占マテモ防止スルノ意ニアラス

九、由來新開地ニ惡習慣ヲ醸成シ易キヲ常トス我關東ノ地ニハ  
極力美風ノ養成ニ努メ其施設實行共ニ遺漏ナキヲ期セサル  
可ラス既ニ某地ニ於テ同業者合同シテ競争入札ヲ妨害セリト  
聞ク如斯ハ断然覆分根絶シテ禍患ヲ他日ニ遺サシメントス

### 第三、土民ノ啓蒙及教育

一、土民ノ啓蒙指導ハ肝要ナルモ容易ノトニアラサル故差當リノ處

(五)

只折觸時ニ應シ彼等ヲ啓發シ指導スヘク心掛クルニヤリ

二、日本語ノ教授ハ他日我軍ノ利益タルノミナラス我ニ親シ我文物制度

ヲ好ミ我ニ信賴スルノ一助タルハ疑ハサル所ナリ 明治三十年四月四日陸軍監政第五三三号  
明治三十年四月九日陸軍監政第六六号

三、日本語ヲ解スル土民ヲ雇負傭人ニ用斗時トシテ優等者ヲ我高官

ノ屏朝ニ伴ヒ或ハ賞品感状ヲ與フル如キハ獎勵ノ一助トシテ將來

採ラントスル所ナリ

四、清國官廳ニ於テ顧問教習等ヲ雇聘セントスルハ其人選ハ總

督府ノ撰擇ニ待ツヘシ但教習ハ軍政官人撰上申スルヲ得ルモ

軍人ノ人選ニ豫メ總督府ノ意思ヲ聞カスレテ自ラ決定スルコト

ハ避クベシ 明治三十年一月九日関東總督府  
副政第三六号 参照

五、四月三日以後遼東新報ニ總督府々報ヲ増刊セシメ之ヲ當府

ノ公布式トシ勉メテ之ヲ普及セシメント欲スルヲ以テ地方人民ノ善行

賞典並ニ我利益トスルハキ事項ヲ同新報ニ掲グルルハ土民啓發ノ

1264

陸軍省  
考案部  
下等



ニテリ

文物制度

慶應義塾  
五三三号  
同慶義塾  
六八号

ヲ我高官

トシテ將來

人選ハ總

ルヲ得ルモ

定スルコト

之ヲ當府

ハ善行

ハ啓發ノ

1264

當ノ地方人民、其ノコトハ後官ノ事  
考ヲ以テ成リヌコトモノコト久ト認ム  
下事ハ七八精、佳識ヲ要ス

一助トナルヘシ故ニ各地ニ於テ此主旨ニ適スルモノアルトキハ同新報ニ投  
稿スルヲ望ム新報社ハ之ヲ掲クヘク義諾セリ

#### 第四 地方衛生及屠獸

一、地方衛生ニ関シテハ本年三月十六日醜圖乙第一七〇號ヲ以テ示達セ

二、清國地方官衙ニ説ヒテ我醫團員ヲ傭聘シ公衆病院ヲ設置セシ

ムルハ單ニ地方衛生ノ發達ヲ期スルノミナラス異日兵站病院ノ一助トシ  
ムル利アリ宜シク之レカ助成ニ努ムヘシ

三、檢徴所及我居住民ノ病院モ亦居住民ノ増加ニ伴ヒ必要ヲ生スト  
雖モ居住民少キ地方ニ在テハ之レカ維持困難ナルヲ以テ一時前項ノ地  
方病院ト合同ヒシムル等適宜ノ策ヲ講スルヲ望ム

四、衛生的屠獸ハ鮮肉ヲ得且公衆衛生ヲ保持スル爲メ欠クヘカラズ  
モナリ宜シク地方官ニ説ヒテ屠獸場ヲ設ケレノ或ハ代ツテ之ヲ設ケル

ノ策ヲ講スベシ  
明治三十八年十二月三日閣東總  
督府副政第ニ九一号ヲ参照

### 第五、殖林及交通路

一、殖林ハ滿洲ニ於ケル衛生上及軍事上頗ル肝要ニシテ且急務ニ屬ス  
爲之今因總督府ニ殖林主任者ヲ置ケリ

二、狭小ナル我官有ノ耕地ヲ變シテ森林トナスハ總督府ノ目的ニテラス官  
有地ノ境界屋敷地ノ周圍若シテ耕作不適地其他間地ニ樹木ヲ  
植付ケ以テ他日ノ用ニ供セント欲ス

三、前項ノ手段トシテ先ツ一苗圃ヲ遼陽ニ設ケ苗木ノ在圃一年ノ後  
之ヲ各地ニ移植セントス

四、殖林ノ目的ハ他日我軍用サ新材ヲ得ルニテルヲ以テ前項ノ如キ小規  
模ノ殖林ニ満足ス能ハス故ニ一方ニハ地方官民ヲ勸誘シ大ニ荒地  
等ニ植付ケレムルニ盡力スルヲ要ス  
明治三十九年一月廿七日閣東總  
督府副政第ニ四五號ヲ参照

五、道路橋梁ノ修築ハ軍事上大ナル關係ヲ有スルヲ以テ清國官憲ニ説

1266

492T  
殖林事務  
業ヲ施設  
ラシメ内外  
各地ノ年々  
植付ケル  
苗木ノ在圃  
一年ノ後  
之ヲ各地  
ニ移植セ  
ントス

三属不

アラス官

樹木ヲ

平ノ後

手小規

荒地

二憲三説

殖林事業ノ如キニ永年ニ於ル國家事業  
 業ヲ施設スルニ先ツ農部ノ業ニ  
 及ラズ内外運送ノ途ヲ通シテ  
 治官ノ業ヲ以テ之ヲ行ハス  
 色文ノ生カントアリ

可事上ニ至ルニ基キ一時的ノ能改ク為スニ因リ  
 殖林事業ノ如キニ永年ニ於ル國家事業  
 業ヲ施設スルニ先ツ農部ノ業ニ及ラズ  
 内外運送ノ途ヲ通シテ治官ノ業ヲ以テ之ヲ  
 行ハス色文ノ生カントアリ

奏事官

キテ之ヲ實行セシメ且之ヲ監督スベシ

六、地方ニ依リ道路橋梁等ノ修築ヲ怠トシ地方民ヨリ微金ヲモアリトモ  
此是決シテ適當ノ手段ニイラス寧ハ地方官ヲ督勵シテ實施セシムルノ  
策ヲ採ルヘシ清國人ハ最モ利ニ敏ナルヲ以テ金錢上ノ感情極メテ  
深シ故ニ地方微金ハ彼等ノ厭忌ヲ来ス原因トナルヲ多シ

### 第六、神社佛閣ノ保護

一、土民ノ信仰スル神社佛閣廟墓ノ類ニ對シテハ宜シク尊敬ノ主義  
ヲ採リ我居住民ヲシテ之レニ對シ無禮ノ行爲ヲナサシムルヲ又要ス  
レハ其修築保存ニ留意スベシ

二、我居住民ノ爲ニモ亦相當ノ共同墓地ヲ定メ靈拜所ヲ設ク等ハ  
民心ヲ寬和シ且永住心ヲ起サシムルノ一助タルヘキヲ以テ之レカ爲適當  
ノ方法ヲ講スベシ

### 第七、賞與

(七)

一、土民ニシテ我利益ヲ計リタル者若ク其行為ノ褒ムヘキモノアルハ之ヲ

賞與スルハ懷柔ノ一策ナリ

二、道路橋梁ヲ修繕故設シ金錢物品ヲ献納シタル者ノ如キ其本人又ハ其村落等ニ賞詞差スル感状等ヲ興フルハ其厚志ニ酬ル

モノニシテ又他ヲ獎勵スル所以ナリ

三、賞典ノ為目下賞牌賞格等制定中ナリ又此ノ如キモノハ今後之ヲ遼東新報ニ掲載シテ以テ管内ニ告示セントス

四、貧民孤獨等ニシテ無告ノモノアルトキハ時々之ヲ救恤シ地方民懷柔ノ一助トセントス

### 第八、處罰

一、軍人軍属ノ犯罪ヲ檢束スルハ憲兵ノ任務ニシテ軍政官ノ干

典スル所ニアラス

二、領事館所在地ニ於ケル居住民ノ軍事犯罪其他ノ地方ニ於ケル

1270

献納シタル者ノ如キ其本人又ハ其村落等ニ賞詞差スル感状等ヲ興フルハ其厚志ニ酬ル

心片之ヲ

其本  
酬元

今

氏懷

百ノ千

於ケル

1270

献内シテ心物居ニ駐中野所ノ伝書ニ以用  
シテ其金貨ニ歳入ノ由ヲ示スル事  
トナシ

三九  
移ノ十九  
ヤ





八

反セシ

東 乙

十二國

軍属

重大

臨機

重軽  
ヲ受

1272

輕重を相違ふ外、終に軍事は危殆  
ヲ受おす方多し

八、清國官憲裁判權ハ成ルノ之ヲ尊重シ土民ノ民事訴訟其他直

接我利害ニ關係セサルモノニ容喙セサルヲ要ス

九、管口軍政署ハ他ノ地方ト異ル点アルヲ以テ前二項ノ犯罪及訴訟等

ニ對シ當分同軍政署自ラ清國官憲ニ代テ其處理ニ任ス

第九、憲兵及守備兵トノ協同

一、各地ニ派遣セル憲兵ハ憲兵隊長ノ令下ニ屬スルモノナルヲ以テ軍政官

ノ命令範圍外ナリ

二、然レモ軍政官ハ地方軍政上必要ナル行政警察ニ關シ要スル場合ニ

ハ派遣憲兵ニ對シ指示スルコトヲ得但任地以外ニ派遣ヲ要スルハ憲

兵分隊長ニ協議スルヲ要ス

三、守備ト軍政ハ其任務劇然別別アリテ相奈ルコトアルヘカラス然レトモ又

互ニ和衷協同以テ一定ノ目的ヲ達成スルコトヲ努ムヘシ

四、清國人中ニ軍政ト守備ノ任務劇然區別シアルヲ知ラス苟モ

(一九)

高官ト見ルトキハ事ノ如何ニ係ラス交渉照會スルコトアリ此場合ニ  
 於テ守備隊ニ属スル部隊長(後令私人ノ資格ヲ以テスルモ)是レシ之  
 ニ回各西復照シ其主旨我軍政ノ方針ニ合セラルコトアランカ其結果  
 延テ我總督ヲ妨害スルコト不勘一片ノ私言亦同シ故ニ各部隊長  
 ニ特ニ此点ニ就テ注意ヲ望ミ置ケリ

五、軍政ノ執行上必要ナル場合ニ守備隊ノ派遣協力ヲ請求ス  
 ヘシト虽モ守備隊ノ兵力ハ概シテ寡少ニシテ而モ其管轄區域廣  
 大ナルヲ以テ其請求兵員ハ努カメテ最少限トスベシ  
明治三十九年二月八日  
 卷第一六四號参照

第十、徴税及起業

一、土民ニ徴税捐金ヲ課スルハ其名義ノ如何ヲ問ハズ之ヲ避クヘシ但  
 軍政上必要ト認ケルモノニ限リ豫メ總督ノ認可ヲ得テ之ヲ實施ス  
 スルヲ得後令清國側自ラノ決行ト虽モ我總督ノ同意ニ出ツルモノ亦同シ  
 二、我居住民ニ對シ取締上必要ナルモノ、外幣碎ナル課税ヲナシテ其發

展ヲ妨クルガ如キハ避クヘシ

三、我居住民ニ課税セントスル場合ニ豫メ總督ノ認可ヲ受クルヲ要ス

四、通信権享握ノ主旨ニ基キ電話ハ總テ官業トス其料金ノ標

準ハ明治三十八年十二月十八日参第一三五號ヲ以テ示達セリ

五、凡ソ民業ヲ以テ行ヒ得ヘキモノヲモテ官業トシテ徒ラニ軍政署ノ

事務ヲ繁雜ナラセラルル如キハ之ヲ避クヘシ輕鐵官業ノ如キ是ナリ

六、石炭採掘ハ軍事行動中ニ限り軍事上ノ必要ヨリ採掘ヲ許セリ

然レトモ為之必スシモ軍用トシテ買上ラ豫約スルニテラズ只出願者ノ

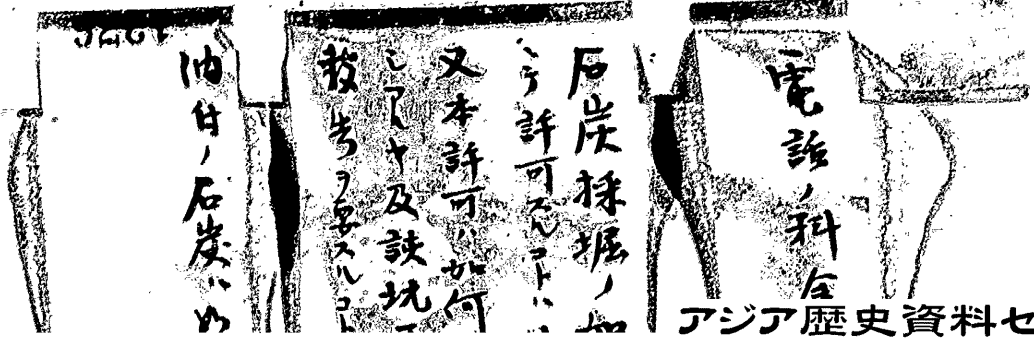
考ヲ以テ他日ノ用ヲ慮リ採掘スルヲ許可セシニ過キサナリ

七、採掘シタル石炭ニシテ軍用買上ヲ命セザルモノハ採掘者ノ任意ニ

分ニ委セリ但此場合ニ採掘量ノ十分一乃至十分三ヲ官ニ納付

スルヲ條件トス

八、其他ノ礦業ニ就テハ一ツモ當府ニ於テ採掘ノ許否ヲ決シ得ルモノナシ



要  
標

署

許  
者

意  
起

納  
付

毛  
ノ  
ナ  
シ

電話ノ料金、歳入、油付スル額トモヤ

石炭採掘ノ如キ重要ナル事業ヲ總管ノ草案  
ハ、許可スルコトハ中央施設正更ス

又本許可ハ如何ナル条件ノ許ト如何ナル者、許可  
スルヤ及該坑区ノ位置等ノ如何等詳細  
報告ヲ要スルコトト修ス

油付ノ石炭ハ如何、亦示シテヤ

(十一)

又第七段石炭採掘モ軍事行動終了迄ハ清國官憲ヲシテ之ヲ認メシムル手段ヲ採ラシメ且之ヲ助成ニ努ムヘシ

九各地ニ於テ輕便鐵道ノ敷設モ亦軍事上ノ必要ニ基テ故ニ軍事行動已ムト同時ニ之ヲ撤去スルキモノナリト雖モ今後猶存

置シテ我利益トナルヘキモノハ此際官設者ハ私設トシテ清國官憲ニ承認セシメキ希望ナリ

十輸送業ニシテ一局地ニ限ラサルモノハ信用保護等ノ必要ヨリ特ニ保証金納付ノ制ヲ立テ且其當業者數ヲ制限セリ今後當分此數ハ増加セサル方針ナリ但水路輸送ニハ保証金ヲ納付セシ

ムルコトナシ  
明治三十八年十二月二十七日  
東總督府副政事第二六八号及  
明治三十九年二月十八日  
東總督府副政事二六八号参照

十一奉新開及安奉間輕鐵ニ普通人民ノ便乘及荷物托送ヲ許可セハ地方物産ノ缺乏及地方人民交通ノ不便ヲ憫ミ軍用上妨ケナキ場合ニ限リテ其出願ヲ許セシ過キテ故ニ其實行ハ

此ノ文ハ  
明治三十九年  
二月十八日  
東總督府副政事  
二六八号及  
明治三十九年  
二月十八日  
東總督府副政事  
二六八号参照

十一

憲ヲシ

故ニ軍

相存

用國

特ニ

王庸

付セシ

托送ラ

ニ軍

兵行ハ

利ニシテ軍ノ十八日ノ橋トシ軍事行動期向ラ  
 兵ハ外交上有利トナラシ政府ノ時ニ依リ和申ス手  
 ト至ク軍事上平時ノ度ニシテ以テ如上諸般ノ施設ニ  
 外支ノ範圍ノ極スヨリセシヘカスニテは帝ノ御  
 在修ノ係ケ内外ノ策應ニ勤勞ナカラシク和  
 兵ノ是  
 兵ノ是

當今ノ間ニシテ又之レカ爲ノ徵金スルハ許可ニ對スル手数料ヲ出サシムルニ外ナラサルナリ但奉新同ノ輕鐵ハ目下既ニ便乘托送ヲ中止シ又今後再ヒ之ヲ開始スルコトナカルヘシ

明治三十四年十一月十六日閣東總督府經第一三三三號  
及明治三十九年三月十六日閣東總督府經第一九六九號參照

第十一土地及家屋ノ取扱

一、軍政署ノ侍管ニ屬スル土地家屋ハ之ヲ我店住民及土民ニ貸下クルコトヲ得其手續ハ明治三十九年二月四日閣東總督府經第一四九三號ニ明カナリ

二、蓋平及遼陽ニ限リ試作ノ爲五町歩以内無料貸下ヲ許可スル外總テ無償貸下ノ土地アルコトナシ

明治三十八年十二月六日閣東總督府經第一九六九號參照

三、貸下ハ總テ一年ヲ限度トシ毎年更改スルコトトセリ之レ軍事上ノ要求未タ確定セサルモノテリテ何時引上クル必要生ズルヤモ因リ難ケレハナリ但總督ノ特別認可ニ依ルモノハ此限リニアラス

四、軍政署ニ於テ貸下ケ得ヘキ土地家屋ノ指定ハ軍事上ノ要求確定後別ニ令達ノ豫定ナルモ目下ハ軍政署ノ申請ニ對スル臨時指定方法ヲ





出サレム  
止シ又  
第...  
...

クルコトヲ

元外

安永  
但總

尤後別  
方法ヲ

0861

土地家及、經理部、採資セシメ軍事上所要ノモノ  
ヲ除キ本項ノ如ク整理スルニテ支ナシ

採用シツ、アリ

五、耕作地ノ如キ之ヲ放置シテ耕耘セサルトキハ漸次瘠地ニ化スルヲ以テ其賃下ケテ計ルヘシ而シテ其賃下又時機ヲ失セサルヲ要ス

第十二、調査

一、今後ノ作戰ニ資シ且ツ我企業ノ發展ヲ因ル為メ風土人情交通殖産興業及物資等苟モ軍事及實業ニ資スルモノハ盡ク之ヲ調査スルヲ要ス明治三十九年一月廿二日  
冬身ハ五院参照

第十三、經理

一、軍政署ニテ使用スル費用ニ二種アリ一ヲ臨時事件費トシ他ヲ軍政資金トス

二、軍政委員派遣要領廢止ノ今日同要領ニ記セル五百田ヲ以テ廳費接待費機密費ニ充テハ適法ニテラス即三十九年度以降ハ豫算ヲ以テ總テノ經費ヲ指定ス

三、接待費ハ無<sub>レ</sub>論臨時事件費ニシテ總督ノ指定セ<sub>ル</sub>範圍内ニテ

ラサレハ使用スル<sub>ル</sub>ヲ得ス

四、機密費モ亦臨時事件費ニシテ總督ノ指定<sub>ス</sub>受<sub>ケ</sub>シ軍政署

ニテラサレハ使用スル<sub>ル</sub>ヲ得ス而シテ警察費ノ如キハ別ニ憲兵隊指

定シテアル<sub>ル</sub>ヲ以テ軍政署ノ關知スル<sub>ル</sub>所ニテラス

五、軍政資金ノ收支ハ地方ニヨリ左ノ二法ニ分ツ

甲、特別會計及規則ニ據<sub>リ</sub>豫メ地方軍政ニ係<sub>ル</sub>收支豫算ヲ調

製シ總督ノ認可ヲ得テ實施ス<sub>ル</sub>モノ(營口安東縣ノ如キ是ナリ)

明治三十八年四月一日奉<sub>ル</sub>東  
軍備軍令連<sub>ル</sub>第一号參照

乙、地方収入ハ全部總督府經理部ニ納付シ地方ニ要ス<sub>ル</sub>軍政費

ハ臨時認可ヲ得テ支出ス<sub>ル</sub>モノ(營口安東縣以外ノ軍政署是ナリ)

六、甲法ハ最便利ナリト云<sub>ヒ</sub>地方ノ収入少キ地ニ在<sub>テ</sub>ハ乙法ニ據<sub>ル</sub>外ナシ

七、乙法ニ據<sub>ル</sub>軍政署ニ於<sub>テ</sub>軍政資金ノ支出ヲ要ス<sub>ル</sub>トキハ豫メ總督



ニ申請シ資金ノ送附ヲ受ケテ之ヲ支出スヘシ

(十二)

八、臨時雇員ノ俸給支出ニ二種アリ一ハ臨時事件莫支辨ニシテ他

軍政資金支辨ナリ而シテ其何レモ支辨スヘキカハ總督指定ニシ

九、臨時雇員給料ハ増俸ヲ加ヘテ月額四拾貳圓以内トス但技術

者ハ此限リニアラス

十、傭人中本邦人ノ日給ハ金四拾錢以上産田以下トス其他給料制

限ハ戦時給典規則同細則ニ依ル

### 第十四、軍政署ノ職員

一、軍政署ノ編制ハ總督ノ命ルル所ニ據ル

二、軍政署定員外トシテ傭役シ得ルモノハ臨時雇員及傭人トス

三、臨時雇員ハ必要ニ應シ總督府ニ於テ採用ノ上之ヲ配属スルヲ

通例トス

四、傭人ハ指定セラレタル豫算金額内ニテ軍政官自ラ傭役スルヲ得

但舎内取締、傳令、技工等本邦人、備役人員ハ別ニ定ル所

ニ據ル

五、清國人ヲ通譯トシテ高給ヲ與ヘ使用スル場合ニモ總督ノ認可ヲ

受クルヲ要ス

第十五、軍政署員ノ行動

一、軍政署員ハ恒レク公平無私タルヘシ而シテ人民ニ對シテハ親切ヲ旨

トシ不知案内者ヲシテ途方ニ迷ワレタルカ如キト勿ラシムヘシ

二、然レモ親切ニ過キテ既ニ陪リ遂ニ其營業ニ關係ヲ有スルに至

ル如キハ最モ避クヘキトナルヲ以テ軍政官ハ常ニ署員ヲ戒飾シ此弊

ヲ豫防スヘシ

三、清國官民ニ對シテハ常ニ威嚴ト信用ヲ失セサルヲニ注意スヘシ然

レモ徒ラニ尊大ヲ衛ツテ意思ノ疎通ヲ欲ムカ如キハ戒メサルヘカラス

四、清國官民ノ厭忌ヲ来スカ如キ事ハ勉メテ之ヲ避ケ常ニ温和親善

此ヲ彼ニ接スヘシ又好機ノ乘ズヘキモノアル場合ト虽モ強制的ニ之ヲ  
 断行スルカ如キハ適當手段ト云フヲ得ズ然レモ一旦着手シテ  
 我軍事上ノ目的ヲ達成スル場合ニハ必成ヲ期スヘキナリ故ニ事ヲ  
 企圖スルニ當リテハ先ツ關係如何ヲ顧慮シ利害得失ヲ比  
 較シテ後着手スルヲ要ス

(十三)

### 第十六 報 告

- 一、人馬ノ現員ハ旬報ヲ以テ報告スヘシ  
明治三十九年三月十七日閣東  
 總督府副庶地第百五十八號奉照
- 二、軍政署ノ業務ハ半月報ヲ以テ報告スヘシ  
明治三十九年二月二十日閣東  
 總督府副政第百三十三號奉照
- 三、地方調査ニ関スル報告ハ毎月末半月報ノ附録トシテ提出スヘシ
- 四、凡テ報告其機ヲ失スルハ効力ナシ故ニ定期報告ノ外必要ト認ムモノ  
 ハ之ヲ電報スヘシ又筆記報告ト虽モ上司ニ提出ノ關係アルヲ以  
 テ必ズ指定期日ニ發送スルヲ要ス